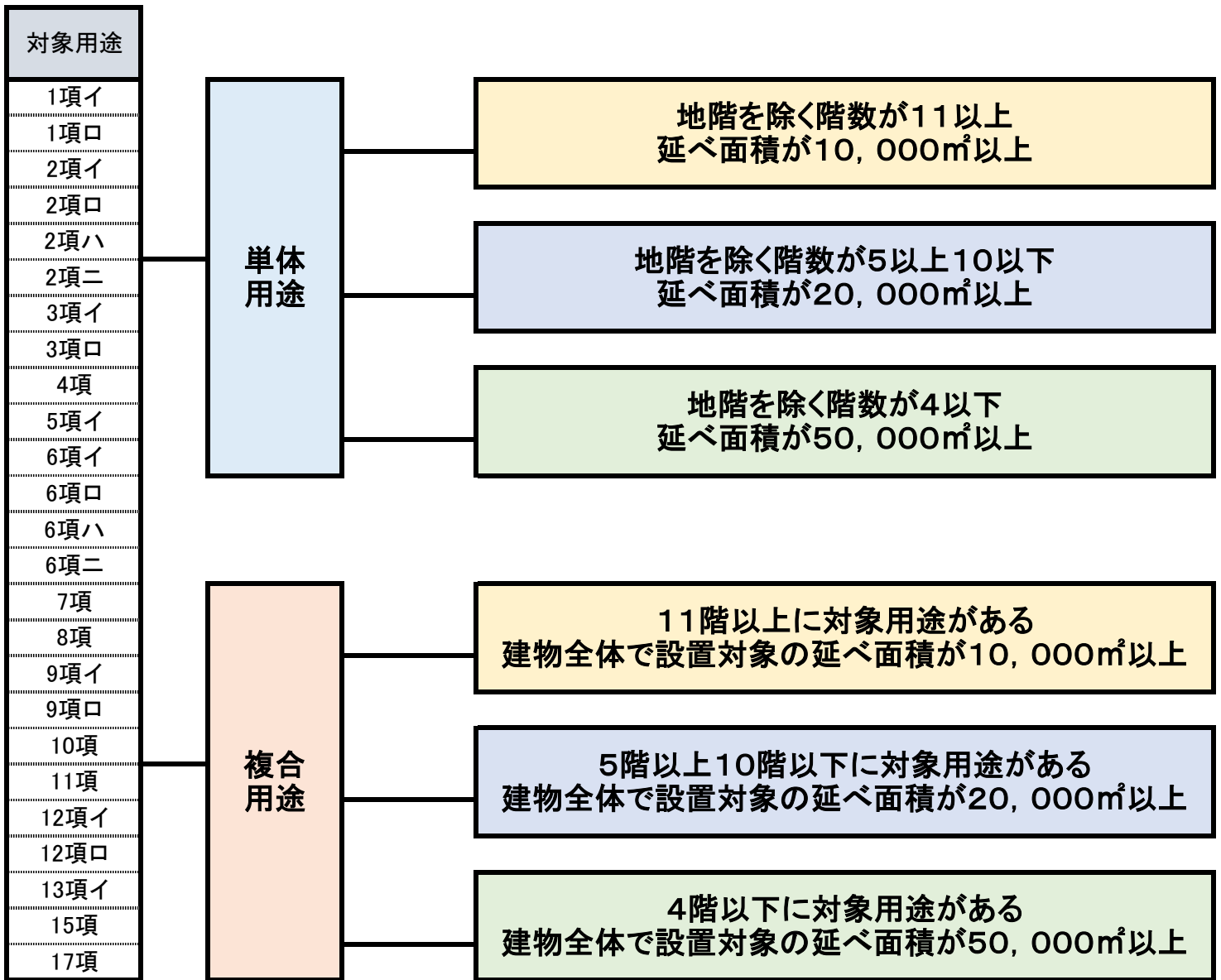


# 自衛消防組織設置対象防火対象物

(消防法第8条の2の5)(消防法施行令第4条の2の4)



複合用途で自衛消防組織の設置が必要となった場合は、対象用途部分のみに設置が必要になります。

管理権原者が複数いる場合は、共同設置する必要があります。

(消防法施行令第4条の2の5)